

令和3年11月

射水市議会臨時会議案

目 次

- 議案第 6 1 号 射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 6 2 号 射水市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第 6 3 号 射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について
- 報告第 1 2 号 専決処分の報告について

議案第 6 1 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

射水市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の給与に関する条例(平成 1 7 年射水市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 9 2 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」に、「1 0 0 分の 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 6 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 9 2 . 5」に、「1 0 0 分の 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 5 2 . 5」に改める。

第 2 条 射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 9 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 0」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 6 7 . 5」に、「1 0 0 分の 9 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 0

0」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成17年射水市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第5条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例(平成17年射水市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年射水市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第8条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 2 号

射水市コミュニティセンター条例の一部改正について

射水市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

射水市コミュニティセンター条例(平成 2 2 年射水市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 七美コミュニティセンターの項中「射水市七美 1 2 5 8 番地」を「射水市七美 8 9 8 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

議案第 6 3 号

射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について

令和 3 年 1 1 月 2 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 1 7 6 , 5 5 0 , 0 0 0 円
(うち消費税等 1 6 , 0 5 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 永森建設工業・原建設射水市立歌の森小学校プール改築
(建築主体) 工事共同企業体
代表者 射水市三ヶ 3 9 7 3 番地
永森建設工業株式会社
代表取締役 永森 忠志
構成員 射水市作道 2 0 3 5 番地 4
原建設株式会社
代表取締役 原 龍治

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
5 1	令和 3 年 9 月 2 7 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 2 5 8 , 7 5 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 3 事由 市道側溝蓋による車両破損事故 発生日 令和 3 年 8 月 7 日 場 所 射水市港町地内
5 2	令和 3 年 1 0 月 1 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 3 0 , 5 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 3 年 1 月 1 1 日 場 所 射水市新片町四丁目地内
5 3	令和 3 年 1 0 月 1 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 4 4 0 , 0 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 3 年 1 月 1 1 日 場 所 射水市荒町地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
54	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 2,086,700円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市堀岡明神新地内
55	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 363,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市堀岡新明神地内
56	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 489,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市水戸田地内
57	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 229,600円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市赤井地内
58	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 418,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市太閤山9丁目地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
59	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 46,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月19日 場 所 射水市青井谷地内
60	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 110,220円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月19日 場 所 射水市青井谷地内
61	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 67,931円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 公用車による交通事故 発生日 令和3年3月30日 場 所 射水市戸破地内
62	令和3年11月2日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 697,295円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月12日 場 所 射水市片口地内